

# 川崎市障害児者日中一時支援（日中短期入所）事業実施要綱

(制定)

平成18年9月29日

18川健療第503号

健康福祉局長専決

(目的)

第1条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第2号に規定する事業として、障害児者が、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合において、一時的に事業所において介護等を行うことにより、障害児者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 日中一時支援（日中短期入所）事業（以下「日中短期入所事業」という。）は、法第5条に規定する短期入所を、宿泊を伴わずに行うものをいう。

(費用の支給)

第3条 日中短期入所事業において支給される費用を、日中短期入所サービス費という。

2 本事業の支給決定を受けた障害者及び障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が第14条に規定する指定日中一時支援（日中短期入所）事業者（以下「事業者」という。）からサービスを受けた時は、市は事業者に対し、日中短期入所サービス費を支給する。

(利用の対象)

第4条 本事業による支給の対象は、原則として、市内に居住する障害児・者とする。

(利用の制限)

第5条 前条の規定に関わらず、支給対象者が、次の各号のいずれかに該当するときには、原則として、本事業によるサービス提供は行わないものとする。

- (1) 法第21条に規定される障害支援区分の認定が行われていない障害者
- (2) 法第21条の規定により認定された障害支援区分が非該当の障害者
- (3) 専門医療機関で医療を受ける必要があると認められる者
- (4) 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）の利用対象者

(対象となる利用)

第6条 本事業の対象となる利用は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護を行う者の疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害及び公的行事への参加等
- (2) 介護者及び家族の休息(レスパイト)等

(申請)

第7条 支給決定を受けようとする障害者および障害児の保護者（以下「申請者」という。）は、居住地を管轄する区長に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年川崎市規則第61号。以下「細則」という。）第3条に規定する支給決定申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書により申請しなければならない。

(調査及び支給決定)

第8条 前条の定めにより申請を受けた区長は、次の表のとおり法第20条から第27条の規定に準じて支給決定するものとする。また、区長は、申請者に対し、支給決定をしたときは、細則第4条に規定する介護給付等支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により、支給しないことを決定したときは細則同条に規定する介護給付費等支給決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

該当条文	内容
第20条	申請
第21条	障害支援区分の認定
第22条	支給要否決定等
第23条	支給決定の有効期間
第24条	支給決定の変更
第25条	支給決定の取消し
第26条	都道府県による援助等
第27条	政令への委任

- 2 区長は、必要に応じて障害児者等に対してサービス利用に関する情報提供等を行うものとする。
- 3 児童相談所、中央療育センター及び地域療育センターは、必要に応じて障害児等に対してサービス利用に関する情報提供等を行うものとする。また、児童相談所は、必要に応じて重症心身障害児者及び肢体不自由児者等に対して斡旋・調整・要請及びサービス利用に関する情報提供等を行うものとする。

(サービス標準量)

第9条 1か月あたりのサービス標準量は、月7回とする。

- 2 前項の標準量を超えるときは、居宅介護等利用内訳書により、サービスの利用状況にかかる内容を区長に申告し、審査を受けなければならない。
- 3 やむをえず緊急に利用する必要性が生じたときは、区長の判断により、臨時的にサービス支給量を増量し、当該利用が終了次第、すみやかに元のサービス支給量に戻すこととする。

(受給者証の交付)

第10条 区長は、第8条により支給決定されたものに対して、細則第5条に規定する障害福祉サービス・地域相談支援受給者証(以下「受給者証」という。)を交付しなければならない。

(利用の方法)

- 第11条 支給決定障害者等は、支給決定を受けたサービス支給量の範囲内で、直接、事業者を利用申し込みを行い、サービスを受けるものとする。
- 2 支給決定障害者等は、本事業によるサービスを受けたときは、別表に基づき算出されたサービス費用から日中短期入所サービス費の額を除いた額(以下「利用者負担額」という。)を、サービスの提供を受けた事業者に支払うものとする。
- 3 同一の月における利用者負担額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

援するための法律施行令（平成18年政令第10号、以下「施行令」という。）第17条の規定に準じる。

また、平成30年度以降、市民税賦課期日に指定都市に住所を有していた者の市町村民税所得割額は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第21条による改正前の地方税法に規定する標準税率（6%）を用いて算定するものとする。

- 4 当該同一の月に受けた法第29条に規定する指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の合計額から、同条第3項の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額並びに細則第12条の規定に基づき算定された特例介護給付費及び特例訓練等給付費の合計額を控除して得た額と合計した額が、施行令第17条第1項に規定する額を超えるときは、その超えた額を、第10条の規定にかかわらず障害児・者一時預かりサービス費に加え、支給するものとする。

（日中短期入所サービス費）

第12条 日中短期入所サービス費の額は、別表で定める単位数に10円を乗じて得た数の100分の90に相当する額とする。ただし、令第17条第4項に規定する者は、100分の100に相当する額とする。

- 2 支給決定障害者等が事業者から日中短期入所サービスを受けたときは、市は、当該支給決定障害者等が当該事業者を支払うべきサービス費用について、日中短期入所サービス費として当該利用者に支給すべき額の限度において、当該利用者に代わり、当該事業者を支払うことができる。
- 3 前項の規定により、事業者が日中短期入所サービス費を請求するときは、介護給付費等の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令第170号）に準じて請求するものとする。
- 4 第2項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し日中短期入所サービス費の支給があったものとみなす。
- 5 市は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。
- 6 市は、事業者から日中短期入所サービス費の請求があったときは、法29条に準じて及びサービスを提供したことを証明する物件に照らして審査の上、支払うものとする。
- 7 災害その他特別の事情があることにより、市が移動支援に要する費用を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等が受ける移動支援費の支給について法第31条を準用し、減額・免除の手続きは細則第13条を準用する。

(準用)

第13条 次の表のとおり法第7条から第12条の規定は、本事業について準用する。

該当条文	内容
第7条	他の法令による給付等との調整
第8条	不正利得の徴収
第9条、第10条	報告等
第11条	厚生労働大臣又は都道府県知事の自立支援給付対象サービス等に関する調査等
第12条	資料の提供等

(事業者の指定)

第14条 事業者の指定は、別に定めるところにより日中短期入所事業を行う者による申請により、日中短期入所事業を行う事業所ごとに行う。

2 本事業によるサービスを提供する事業者については、次の各号のいずれにも該当することを指定の要件とする。

(1) 法第36条に基づき、法第5条に規定する短期入所を行う指定障害福祉サービス事業者として、指定を受けていること。または、日中の時間帯において法第5条に規定する短期入所事業者と同等の基準を満たしていること。

(2) 本要綱に基づくサービスを、安全かつ円滑に実施する体制が確保されていること。

(3) 障害児者の福祉に対する知識と理解を有し、利用者の人権を尊重した対応ができること。

(4) サービス提供者にかかる新任従事者養成研修、現任従事者研修等を実施し、サービス実施水準の確保、及び資質、技術の向上等に努める体制が確保されていること。

(5) 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年条例第69号。以下「条例」という。)において、次の表のとおり第99条から第110条までの規定を満たしていること。ただし、条例第105条2の規定は除くものとする。また、条例第110条のうち、第12条、第24条2の規定は除くものとする。

該当条文	内容
第99条	基本方針
第100条	従業者の員数
第101条	準用
第102条	設備及び備品等
第103条	指定短期入所の開始及び終了
第104条	入退所の記録の記載等
第105条	利用者負担額等の受領
第106条	指定短期入所の取扱方針
第107条	サービスの提供

第108条	運営規程
第109条	定員の遵守
第110条	準用

- 3 前項に定めるもののほか、事業者の指定に関することは、次の表のとおり法第36条から第51条までの規定を、事業者に準用する。ただし、法第38条から第40条まで、第44条、第45条、第47条の規定は除くものとする。また、規定中「都道府県」とあるのは「市」と読み替えるものとする。

該当条文	内容
第36条	指定障害福祉サービス事業者の指定
第37条	指定障害福祉サービス事業者の指定の変更
第41条	指定の更新
第42条	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務
第43条	指定障害福祉サービスの事業の基準
第46条	変更の届出等
第48条	報告等
第49条	勧告、命令等
第50条	指定の取消し等
第51条	公示

- 4 平成18年9月30日時点において、法第5条に規定する短期入所を提供している事業者については、本事業による事業者として指定があったものとする。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月17日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 算定基準

※1 算定基準については、法の介護給付の例によるものとする。

障害支援区分等		サービス提供時間	サービス費用(単位)
障害者	区分6	4時間以下	245
		4時間から8時間以下	488
		8時間を越える場合	733
	区分5	4時間以下	208
		4時間から8時間以下	416
		8時間を越える場合	623
	区分4	4時間以下	171
		4時間から8時間以下	342
		8時間を越える場合	513
	区分3	4時間以下	155
		4時間から8時間以下	308
		8時間を越える場合	463
	区分2	4時間以下	135
		4時間から8時間以下	269
		8時間を越える場合	404
区分1	4時間以下	135	
	4時間から8時間以下	269	
	8時間を越える場合	404	
障害児	区分3	4時間以下	208
		4時間から8時間以下	416
		8時間を越える場合	623
	区分2	4時間以下	163
		4時間から8時間以下	326
		8時間を越える場合	488
	区分1	4時間以下	135
		4時間から8時間以下	269
		8時間を越える場合	404
重症心身障害児者	4時間以下	713	
	4時間から8時間以下	1425	
	8時間を越える場合	2138	

※1 算定基準については、介護給付の例によるものとする。

報酬単価については、平成18年9月29日厚生労働省令告示第522号において示される「短期入所サービス費」に、以下の基準を区分ごとに乘じた額とする。

(小数点以下は四捨五入を行う)

※2 加算の算定は、次のとおりとする。（ただし、市内事業所に限る。）

加算の種類	算定基準	サービス費用
定率加算	上記報酬の10%を加算	上記サービス費用の 10%
行動障害加算	障害支援区分が区分3（要介護2）以上で、かつ認定調査項目のうち行動関連項目（9項目）の合計点数が6点以上あるものを受け入れた場合に加算（ただし、重症心身障害者を除く）	3,920円  (1回につき)
重複障害加算	知的障害者であり、かつ身体障害者手帳1級または2級を所持している利用者を受け入れた場合に加算（ただし、重症心身障害児者を除く）	2,970円  (1回につき)
食事指導加算	生活支援員による食事中的見守りや指導を行う体制を整えている施設・事業所の全利用者に対して加算（当面の間の経過措置）	250円  (1回につき)
重度障害加算	重複障害加算の対象者で、身体障害者手帳1種1級（上下肢障害、体幹機能障害及び運動機能障害に限る。）を所持し障害支援区分5及び6の利用者を受け入れた場合に加算	1,650円  (1回につき)
入浴加算	入浴サービスの提供がサービス利用計画などに位置付けられている利用者について加算	400円  (1回につき)

※3 日中活動サービスに係る指定障害福祉サービス等を利用した場合、同一日においては、本報酬を算定することはできない。ただし、居宅から指定障害福祉サービス事業所等に通って日中活動サービスを受けている者が、居宅において介護を行う者の事情により、同一日に引き続き日中短期入所を利用する場合等、真にやむを得ない事由が認められる場合にあっては、4時間以下の所定単位数に100分の80を乗じて得た単位数を算定することができる。

また、行動障害加算・重複障害加算・重度障害加算については、所定のサービス費用に100分の25を乗じて得た費用を算定することができる。ただし同一法人内で日中活動サービスを受けている場合には※2の加算（食事指導加算を除く）は算定できない。